

## ○名誉師範の称号に関する訓令

昭和41年4月1日本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察名誉師範（以下「名誉師範」という。）の称号を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第2条 山口県警察本部長（以下「本部長」という。）は、第3条に定める名誉師範選考委員会で選考されたものに対して、名誉師範の称号を授与することができる。

(名誉師範選考委員会)

第3条 山口県警察本部に名誉師範選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	本部長
委員	警務部長
委員	生活安全部長
委員	地域部長
委員	刑事部長
委員	交通部長
委員	警備部長
幹事	教養課長

(選考基準)

第4条 名誉師範の選考基準は、山口県警察柔道、剣道または逮捕術の指導員として永年にわたり勤務し、かつ山口県警察の職員でなくなった者で、次の各号に該当するもののうちから選考する。

- (1) 人格、識見ともにすぐれ、一般の模範となると認められる者
- (2) 柔道、剣道または逮捕術の普及振興について、特に、功績があった者
- (3) 中国四国管区警察局長表彰以上の表彰を受けた者

(上申手続)

第5条 教養課長は、名誉師範の選考基準に該当する者があると認めるときは、次の事項を具備した名誉師範の称号授与上申書を本部長に提出するものとする。

- (1) 履歴書、身上および勤務成績に関する書類の写
- (2) 柔道、剣道または逮捕術の普及振興に寄与した業績の概要
- (3) その他参考となる事項

(称号の取消)

第6条 名誉師範の称号を授与された者が禁こ以上の刑に処せられたときは、その称号をそう失させ、名誉師範にふさわしくない言動または非行のあったときは、選考委員会の審議を経てその称号をそう失させることができる。

(辞令)

第7条 名誉師範の称号は、別表の辞令により授与するものとする。